

被相続人居住用家屋等確認申請書の記入及び必要書類について

◆適用を受けるにあたっての留意事項

本特例を受けるためには、以下に掲げる要件などを満たす必要があります。対象となるかどうかについては、最寄りの税務署にお問い合わせ願います。

- ① 相続日から3年を経過する日の属する年の12月31日まで、かつ、特例の適用期間である平成28年4月1日から令和9年12月31日までに譲渡すること。
- ② 昭和56年5月31日以前に建築された家屋（区分所有建築物を除く。）を相続した場合であること。
- ③ 相続の開始の直前において被相続人の居住の用に供されていた家屋であること。
- ④ 相続の開始の直前において当該被相続人以外に居住をしていた者がいなかった家屋であること。
- ⑤ 相続の時から譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと。
- ⑥ 譲渡価額が1億円を超えないものであること。
- ⑦ 家屋を譲渡する場合（その敷地の用に供されている土地等も併せて譲渡する場合も含む。）、当該譲渡時ににおいて、当該家屋が現行の耐震基準に適合するものであること。

【被相続人居住用家屋等確認申請書の記入事項】

様式1-1：建物付で譲渡（譲渡前に耐震改修工事）

様式1-2：建物解体後に更地で譲渡

様式1-3：建物付きで譲渡（譲渡後に買主が（1）耐震改修工事 または（2）解体）

家屋及びその敷地等の所在地	対象となる家屋及び敷地等の所在地（不動産登記の地番）を記入してください
家屋の建築年月日	閉鎖事項証明書に記載されている建築年月日を記入してください
【様式1-2のみ】家屋の取壊し、除却又は滅失日	閉鎖事項証明書に記載されている取壊し日を記入してください
被相続人の氏名及び住所	除票住民票に記載された内容を記入してください
相続開始日（被相続人の死亡日）	
【様式1-3(1)耐震改修工事を行った場合のみ】家屋が耐震基準に適合することとなった場合	<input type="checkbox"/> にチェックを入れ、家屋の耐震改修工事が完了した日を記入してください
【様式1-3(2)解体を行った場合のみ】家屋の取壊し、除却又は滅失の場合	<input type="checkbox"/> にチェックを入れ、家屋の解体工事が完了した日を記入してください
譲渡日	家屋又は敷地等を相手方に引き渡した日を記入してください
被相続人居住用家屋又はその敷地等の取得をした他の相続人の氏名及び住所	申請者以外に相続人がいる場合は、その相続人の氏名・住所を記入してください
相続人の数	土地及び建物の全部事項証明書等で確認し、「2名以下」「3名以上」の該当する方にチェックをつけてください

※相続人が複数いる場合は、それぞれ「申請書」及び「提出書類」をご用意いただき、申請する必要があります。連名での申請はできません。

※被相続人居住用家屋等確認書（点線より下の部分）は、市で記入しますので、申請者での記入は不要です。切り取らずに提出してください。

※用紙は両面印刷とし、2・3ページ目の【被相続人居住用家屋等確認書の交付のための提出書類の確認表】は市で使用しますので、申請者での記入は不要です。

【提出書類（申請書に添付する書類）】 ○…提出必要 ×…提出不要

	様式 1-1	様式 1-2	様式 1-3 (1)	様式 1-3 (2)	提出書類	入手先・確認先
①	○	○	○	○	被相続人の住民票の除票の写し （原本） ※老人ホーム等入所後、別の老人ホーム等に移転し、死亡した場合は戸籍の附票の写し	白山市市民課
②	○	○	○	○	相続人の住民票の写し （原本） ※被相続人死亡時以降に2回以上転居をしている場合は戸籍の附票の写し	お住まいの市区町村の住民票担当課
③	○	○	○	○	売買契約書の写し等	仲介不動産業者など
④	○	×	○	×	建物の全部事項証明書の写し （原本）	法務局
	○	○	○	○	土地の全部事項証明書の写し （原本）	法務局
⑤	×	○	×	○	建物の閉鎖事項全部証明書の写し （原本）	法務局
	×	×	○	×	耐震基準適合証明書 または建設住宅性能評価書	買主（工事を行った業者など）
	×	×	○	×	耐震基準に適合することとなった日（耐震改修工事の完了日）が確認できる書類 ※家屋の耐震改修工事に係る工事請負書及び工事費用の請求書や領収書等	請負業者など
⑥	⑥はいずれか一点の提出です				電気、水道又はガスの使用中止日（閉栓日、契約廃止日等）が確認できる書類 ※中止日証明書または閉栓日が記載されている領収書等 ※閉栓日、契約廃止日は相続開始以後のもの	電気：電気事業者 水道：白山市企業総務課または鶴来自山ろく上下水道課 ガス：ガス事業者
					広告画面の写し ※家屋の現況が空き家であることが表示されているもの ※（様式1-2、1-3の場合）解体後の更地引渡しが表示されているもの	宅地建物取引業者
					その他	
					解体後の敷地の写真 ※譲渡日までに撮影したもの（撮影日記載。手書き可）	解体業者など
被相続人が老人ホームに入所していた場合 ※H31.4.1以降譲渡が対象						
⑧	○	○	○	○	介護保険の被保険者証（写し）または障害福祉サービス受給者証等（写し）	被相続人が使用していたものの写し
	○	○	○	○	施設入所契約書（写し）	紛失等の場合、入所施設に確認
	○	○	○	○	電気・水道・ガスのいずれかの閉栓が確認できるもの又は老人ホーム等が所有する外出、外泊等の記録	各事業者

《問い合わせ先・申請受付窓口》

白山市役所 建設部 建築住宅課 〒924-8688 白山市倉光二丁目1番地

TEL:076-274-9567 MAIL: kenchikujyutaku@city.hakusan.lg.jp